

各県立学校長 様

高知県教育長

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について(通知)

本県においては、国の緊急事態宣言も解除され、新規感染者が確認されていない状況が続いていることから、全ての県立学校を再開することとしました。

しかしながら、今後本県においても感染者が確認され、感染拡大が懸念される状況になることも考えられます。そこで、今後の県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の判断基準について、下記のとおりまとめました。

この基準は、別添の令和 2 年 5 月 22 日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下、マニュアルとする。)に基づき、県立学校が所在する各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断する、県教育委員会独自の基準となっています。

この県独自の判断基準 (I~IV) と、マニュアルの具体的な感染予防対策【レベル地域】との関連については、下記のとおりとしますので、各校においては、県独自の判断基準とマニュアルをご確認いただき、【レベル地域】ごとの感染症対策への対応をお願いします。

なお、部活動については、マニュアルを踏まえた県独自の「I~IVの判断基準」に対応した感染予防対策を別途通知します。

記

県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の判断基準

県教育委員会の考え方	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 (高知市管内は人口規模を踏まえて対応)			
	判断基準区分	IV	III	II
直近 7 日間の管内の感染状況	感染者が、確認されていない	感染者が、3 日に 1 度程度の確認に収まっている	感染者が、2 日に 1 度程度の確認に収まっている	感染者が、日々連続して確認されている
文部科学省のマニュアルとの対応	レベル 1		レベル 2	レベル 3
臨時休業の対応	開 校 1 つの市町村において集中して確認された場合は別途協議			休業* <small>登校日を設けるなどの工夫</small>
具体的な予防対策 (文部科学省のマニュアル参照)	【レベル 1 地域】 の予防対策		【レベル 2 地域】 の予防対策	【レベル 3 地域】 の予防対策

(備考) ・ * : 休業については、県内各保健所の管内面積や人口集中度、他の保健所管内との隣接状況が様々であることから、保健所管内にかかわらず、生活圏等におけるまん延状況などによって、学校ごとに判断する場合があります。

・ 県に緊急事態宣言が発令された場合でも、保健所管内の感染状況を踏まえ開校する場合があります。

<参考: 文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより>

	レベル 1	レベル 2	レベル 3
「学校の新しい生活様式」を踏まえた行動基準	「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域	「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域	「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域
	・ 新規感染者が一定程度確認されている地域 ・ レベル 2 にあたらない地域	・ レベル 3 の基準等を踏まえつつ、新規感染者数が、その半分程度確認されている地域 ・ レベル 1 のうち、感染経路が不明な感染者が、過去に一定程度存在していたことなどにより当面の注意が要する地域	・ 累計患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近 1 週間の倍加時間などで判断

【担当】 高知県教育委員会事務局
 高等学校課 山中、岩河 (088-821-4907)
 特別支援教育課 濱口、吉井 (088-821-4741)
 保健体育課 北村、廣田、池知 (088-821-4928)